

# 《3》新たなセーフティネットの取り組み

## ①教育の現場から

いま、いじめ・暴力行為や不登校などの問題を背景として、子どもたちの規範意識や自己統制など心のありようが大きな課題となっている。

教室では、他者との交流が苦手で、対人関係に苦しむ子どもが増え、学級内での人間関係のトラブルや孤立、どの子どもにも起こり得るとされる不登校、無邪気で屈託のない言動の背後に潜む言いしれぬ不安感や孤立感、様々なストレスや焦燥感が引き起こす陰湿ないじめや突発的な暴力行為が続発している。

本稿では、「児童・生徒指導上の諸問題にかかる状況調査（文科省）」の結果や事例を通して、困難な課題を抱える子どもたちの状況をみてみる。

### 1 問題行動調査から

#### ①暴力行為の傾向

ここ数年、児童生徒の暴力

行為の増加傾向が続いている。

特に、小学校の増加が顕著で、平成21年度は対前年比で24%増となっている。また、学校内で暴力行為が発生した小学校数は前年度比32・9%増（96校→127校）と、暴力行為の発生を報告する小学校数も増加している。（表1）

暴力行為の傾向としては、ア、感情にまかせて執拗に暴力をふるうなど、自分自身に抑制が掛けられず暴力行為に至る例、イ、些細なことから自尊心が傷つけられたと感じ、攻撃的になり暴力行為に発展する例、ウ、特定の児童生徒が暴力を繰り返す学校で、暴力行為が多発する傾向など特定の子どもの些細なことから自尊心を傷つけられ、執拗に暴力行為を繰り返す傾向が顕著に見られる状況にある。

#### ②いじめの状況

いじめの認知件数は1、1

69件で、対前年度比で218件の増加となった。

本市のいじめのピークは、平成6年度に2、032件（発生件数）を記録し、その後次第に減少に転じた。平成18年度にいじめの社会問題化に伴い行っていたいじめ定義の変更後に大幅に増加したが、平成20年度まで2年続けて減少していた。

「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」（構成比45・0%）と「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」（同15・7%）の件数及び構成比率が高まっていて、比較的軽微な悪口や嫌がらせも「いじめ」としての認知が進んでいる。一方、学校が認知したいじめの年度内解消率は89・4%と高く、教師や保護者の適切な介入や対応により、多くのいじめは解消を図れることから、本人または保護者からの訴えが増えていることも増加の背

景として考えられる。

しかし、いじめには顕在化しない事例も多く、一見、家庭的には恵まれた環境にある子どものグループ内で、長期間にわたり陰湿ないじめを繰り返していた事例も報告されており、その背景には家族関係のストレスや学業をめぐる親子の葛藤も散見される。

執筆

齋藤 宗明

教育委員会事務局  
人権教育・児童生徒課長

表1 市立学校における暴力行為・いじめの状況

○ 暴力行為の状況（横浜市立学校）

	H18	H19	H20	H21	増減件数	増減率
小学校	376	398	559	693	134	24.0%
中学校	2,166	2,464	2,826	2,755	-71	-2.5%
高校	10	3	12	13	1	8.3%
計	2,552	2,865	3,397	3,461	64	1.9%

○ いじめについて（横浜市立学校）

	H18	H19	H20	H21	増減件数	増減率
小学校	627	442	399	511	112	28.1%
中学校	716	555	549	656	107	19.5%
高校	14	5	3	2	-1	-33.3%
計	1,357	1,002	951	1,169	218	22.9%

○ 暴力行為とは、

- 対教師暴力 学校教職員への暴力
- 生徒間暴力 人間関係がある児童生徒同士の暴力
- 対人暴力 通行人など第三者に対する暴力
- 器物損壊 学校の施設・設備等の損壊

○ いじめの定義

「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

〔平成21年度児童・生徒指導上の諸問題にかかる状況調査（文科省）〕

### ③ 不登校について

本市の不登校児童生徒の状況について、小学校は、対前年度123人増の1、066人で、全児童数に占める不登校の割合は0・55%。中学校は、対前年度51人減の2、796人で、全生徒数に占める不登校の割合は3・69%となっている。

表2の通り、最近4年間の推移を見ても、小中学校合計で208人増、全児童生徒数に占める割合を見ても小学校で0・5%台を、中学校で3・6%台を推移し、依然として高発生率で不登校が続き、厳しい状況にある。特に、21年度調査で気になることは、小学校1年生の不登校数が71人で、過去4年間で最多となっていること、また、小学校6年生ではなかったが、中学校1年生で新たに不登校となった生徒数が429人で増加傾向にあることである。

これは、いわゆる小1プロブレム、中1ギャップといわれる異校種間の接続の問題で、新しい環境への適応の課題に直面し、困難を感じる児童生徒の割合が依然として増加していることを示している。こうした問題には対して、これまで、幼保小連携や小中連携を推進し、新入学の児童生徒の環境への適応に配慮を重ね

## 2 問題行動や不登校の背景にあるもの

### ① 暴力行為を繰り返す児童

ここ数年の傾向として、特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す傾向が顕著であり、21年度調査では、暴力行為一件あたりの加害児童生徒数は小学校で、0・75人、中学校で0・67人となっている。こうした傾向を受けて、20年度の県独自調査から、5件以上暴力行為を繰り返す児童生徒についての実態を把握し、さらに、学校がその要因と考えている項目を複数回答で求めている。ここでは、こうした傾向がより顕著な小学校について実態を見ていきたい。

#### 表3に示したように5件以上暴力行為を繰り返した児童

数は、20年度15人、21年度34人で、市立小学校の全児童数約18万人から見ると限られた特定の児童ということになるが、21年度は、これらの児童による暴力行為が、小学校全暴力行為の36・8%を占めている。

このうち、暴力行為の要因を家庭の問題として回答した割合は、20年度で66%、21年度で73・5%を占めており、

学校が、家庭での養育環境に大きな課題を感じている実態が明らかになった。

### ② 不登校のきっかけ

不登校は様々な要因が複雑に絡み合い、その原因や背景を考えると大変困難なことではあるが、登校しづりや不登校の初期段階の状況から、不登校となったきっかけについては比較的調査の対象として回答しやすいものと考えられている。最近4年間の小学生の不登校のきっかけとなつたと考えられる状況について見てみたい。

不登校のきっかけとなったと考えられる項目別で上位の項目を見ると、①本人に関わる問題、②親子関係をめぐる問題、③友人関係をめぐる問題となつている。また、不登校のきっかけとなっている学校、家庭、本人に関する問題の状況を見るため、表4のように項目グループ別にまとめてみた。その結果、家庭生活の項目グループに顕著な増加傾向が見られている。

特に、親子問題をきっかけとするケースは、18年度の120人から21年度には272人と大幅に増加している。このことから、家族関係のあり方を含めた児童生徒の養育環境のありようが不登校の出現

に大きな影響を与えていることが推察される。

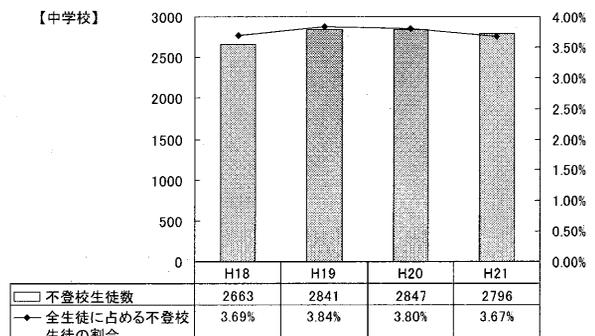
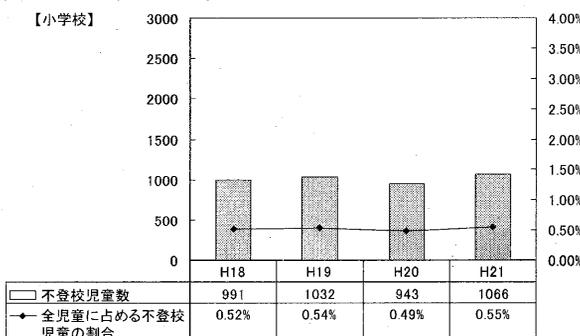
なお、中学生の不登校のきっかけと考えられる項目を見ると、①本人に関わる問題、②友人関係、③学業の問題が上位3項目となつており、中学生にとつて、友人関係のあり方や学業の問題が重要なファクターとなつていることがわかる。また、21年度調査から、項目グループ別で見ても、家庭の問題16・6%に対して学校生活42・9%となり、中学生にとつて学校生活での対人関係や学業の問題が不登校のきっかけとなつているケースが高い割合を占めていることがわかる。

### ③ 不登校対策の課題

不登校が長期化するほど、再登校や社会的自立への支援が難しくなるばかりか、学校外への外出もままならないほど深刻な状況になり、将来の引きこもりへとつながることも懸念されるケースもある。

本市では、3日連続で欠席した場合が家庭訪問をするなど、登校しづりの初期段階できめ細かな指導を行うよう対応しているが、不登校の状態が継続しているケースでは家族や友人との関係が希薄であり、家庭も地域社会から孤立していることが多く見られる。

表2 不登校児童生徒の状況



(平成21年度不登校児童生徒の状況調査 (文科省学校基本調査))

表5に示したように、小中学校が行った不登校の指導で効果があつた取組をみると、「電話」や「迎えに行く」、「教師とのふれあい」、「保護者の協力」など、当該児童生徒とのつながりや絆をつなぎ直す作業が重要なことではないかと思われる。引きこもり傾向にある不登校の子どもと大学生の交流（ハートフルフレンド家庭訪問事業）が効果を上げているのもこうした背景があるのではないかと思う。

### 3 豊かな社会性の育成を目指して

#### ① 困難な課題を抱える子ども

最近の事例から、困難な課題を抱える子どもの状況を見てみたい。

##### 〈事例1〉

学級の児童が体育の授業でマット運動のためにマットの準備をしていたところ、小6男子児童Aが「マット運動はやりたくない」といい、勝手に体育倉庫にある用具を持ち出し遊び始めた。担任教諭が、やめるように注意したところ、児童Aは遊んでいたボールを担任教諭に投げつけ、当てる。担任教諭が指導しようとする、更にボールを蹴って担任教諭に当てる。

児童Aは、この他にも、体育の授業で学級の児童が全員で片付けていたところ、用具をしまっている倉庫に入り込み、倉庫内の用具を倉庫の外に放り出し始め、担任教諭と駆けつけた複数の職員でやめるよう指導すると暴言を吐き、職員に対してむかっていき、暴力を振るうなど、自分の意見が通らないことがあると同様の行動を何回かあった。

発達障害が心配され保護者に状況を伝えたが診断等の対応を保護者はとらなかった。また、児童Aの父親は、Aの問題行動に対して4年生くらいまで暴力的な指導を加えていた。学校は事あるごとに、暴力を加えることで本人の行動の改善を期待することはできないことを伝えてきた。

##### 〈事例2〉

中3男子生徒Bが、体育の授業で行ったバスケットボールで、相手チームの男子生徒にバカにされたと思い、授業が終わった後その生徒を呼び止めた。しかし、その生徒はそれに応じようとしなかったため、Bはその生徒を引きずり倒したうえ、顔面を数発蹴った。

生徒Bの父親は、暴力的でBに対しても、母親に対しても頻繁に暴力をふるっていたため、母親は子どもたちを連れて離婚していた。しかし、

表4 不登校となったきっかけと考えられる状況（小学校）

年度	学校生活	家庭生活	本人の問題	その他・不明
18年度	27.3%	18.3%	38.7%	15.6%
19年度	25.5%	25.0%	34.3%	15.2%
20年度	25.2%	26.7%	34.4%	13.9%
21年度	26.2%	27.2%	31.2%	15.5%

表3 小学校で繰り返し暴力行為を起こした児童の状況(5件以上)

年度	該当者数	件数/割合	全暴力件数	要因を家庭の問題とした割合
20年度	15人	160件 (28.6%)	559件	66.0%(10人)
21年度	34人	255件 (36.8%)	693件	73.5%(25人)

#### 【参考】不登校となったきっかけと考えられる項目

学校生活	①いじめ ②いじめを除く友人関係をめぐる問題 ③教職員との関係をめぐる問題 ④学業の問題 ⑤クラブ活動、部活動への不適応 ⑥学校のきまり等をめぐる問題 ⑦入学、転編入学、進級時の不適応
家庭の問題	①家庭の生活環境の急激な変化 ②親子問題をめぐる問題 ③家庭内の不和
本人の問題	①病気による欠席 ②その他本人に関わる問題

#### 【参考】暴力行為の要因と考えられる項目

本人の問題	①本人に粗暴的な性格が見受けられる ②本人の規範意識が低いと思われる
家庭の問題	③養育放棄（ネグレクト）が背景にあるように思われる ④ネグレクト以外の児童虐待が背景にあるように思われる ⑤家族関係のなかでのストレスや葛藤がある
学校の問題	⑥友達との人間関係をうまく構築できない ⑦教員との信頼関係が崩れたからだと思われる ⑧校内での非行グループ化が背景にある ⑨卒業生や校外の非行グループとの繋がりが背景にある ⑩授業を理解できないことが原因と思われる
その他	⑪ その他

表5 「指導の結果、登校できるようになった児童生徒」に特に効果があつた取組

	効果があつた取組の内容	割合
小学校	登校を促すため、電話をかけたり迎えに行ったりした。	57.9%
	教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した。	48.3%
	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	42.9%
中学校	登校を促すため、電話をかけたり迎えに行ったりした。	46.7%
	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。	39.0%
	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	37.7%

（平成21年度不登校児童生徒の状況調査（文科省学校基本調査））

Bの下に病気がちの弟がいるため、母親は弟にかかりきりという印象であった。また、結果として、経済的にも困窮していたため、生徒には満足されない気持ちが鬱積していた。

ここで紹介したケースはいずれも暴力行為を繰り返し、学校が指導に苦慮した事例である。

〈事例1〉で紹介した児童は21年度調査で年間25件の暴力行為を繰り返していた。家

庭はひとり親家庭であり、児童が何かトラブルを起こすと「糺」と称して父親が体罰を加えることがよくあったという。児童から話を聞いた学校はその都度父親を諫めていたが、日常的に暴力に接している児童は暴力行為に関して抑制が利かないことが多い。また、保護者との愛着形成に課題があり、学校生活で寂しい表情を浮かべる場面も多々あったと言う。自分の思い通りいかなないと衝動的に暴れる背景には発達上の課題も懸念され

たが、保護者と認識を共有できなかった。〈事例2〉は小学校時代に父親によるDVが原因で離婚したひとり親家庭で、母親と子ども二人の生活で、経済的に厳しい状況にあった。母親は忙しい仕事の合間にも病弱の弟に手をかけることが多く、生徒Bは自分も気にかけてもらいたいという思いを絶えず感じていたと推察できる。その結果、自尊心が育たず、中学生になると「どうせ自分なんて・」だれも自分な

んか心配してくれない」などと、投げやりな言動と傷つきやすさが同居する危うさを感じさせる生徒という印象を周囲から持たれるようになる。

## ② 子どもに向き合う支援

人はだれでも日常生活の中で様々な課題に直面する。しかし、人はそうした課題に対して、効果ある対処法を選択し、自分で解決していく。こうした能力は、本来、家族や地域の人、友人・知人等との

交流を通して、社会生活に必要な素養として身に付けていくものだが、事例の二人のように、現代社会ではそのために必要なふれあい体験の機会を十分に得られない生活環境の中で子どもは育っている。子どもたちが年齢相応の社会性を育み、必要な支援のネットワークを自らのものとするために、学校が地域コミュニティの核となり、様々な交流や豊かなふれあい体験を創造していくことが必要ではないかと考える。

# ② 人生前半(子ども・若者)の社会保障を支える伴走的支援

## 1 はじめに

困難な課題を複合的に抱えながら、社会に居場所がどこにもなく、つらい日々を送っている子どもや若者たちが増えている。例えば、経済的に困窮しているうえに、ネグレクトで不登校状態にある子どもたちや、本人に発達障害や精神疾患の疑いがあるにも関わらず、親も精神疾患であるため家族の支援が受けられない無業の若者などのケースである。

昨今の子どもや若者たちが

抱える課題がどれだけ深刻で、これまでの公共的支援の仕組みでは対応できなくなりつつあるということについては、学校教育や区福祉保健センター、児童相談所や若者就労支援等の各々の現場で、子どもや若者たちと日々接している者ならば、肌で感じているはずだ。

国もこのような状況を打開するために、困難を抱える子どもや若者たちを包括的に支援するための法律として、今年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を制定した。さらに7月には、この法律に

基づいて、これからの時代の子ども・若者支援の方向性をより具体的に示すものとして「子ども・若者ビジョン」を発表している。

しかし、これらの法律やビジョンを使いこなせる知恵や人材は、自治体の現場や地域社会の中にこそある。国がどのような美しいビジョンを描いたとしても、地域の現場で日々、子どもや若者たちと向き合っている自治体職員やNPOのスタッフ、そして、何よりも地域住民からそっぽを向かれてしまったとしたら、

文字通り、絵に描いた「モチ」となる。

本稿の目的は、困難な課題を複合的に抱える子どもや若者たちに対して、どのような支援方法が有効なのか、また社会全体としていかなるセーフティネットを築いていくかということについて、現場の支援者の目線で、検討・検証し、提言することにある。

## 2 困難を抱える若者に対する伴走的支援

### 執筆

こども青少年局に関わる  
区局・関係団体による横断執筆チーム